

資料 3

凡例

修正前：~~赤字取消線~~

修正後：赤字

羽村市地域防災計画

(令和8年修正案)

修正ページのみ抜粋

修正ページは、以下のとおり。

第1部：1-20,21,26,30,33,39

第2部：2-5,7,10,16,20,27,35,36,41,44,54,63,64,117,119,120,122,151,
165,174,175,184,191,193,194,198,201,204,208,210,219,222,
223,224,225,246,247,255

第5部：5-9,13,14,15,16,17,26,43,44,53,58,59,60,61,69,71,72,73,85,89,
90,91

第6部：6-21～38（第3章）

資料編：資-1,2,13,15,18,19,41,42,43

羽村市防災会議

資料 1 関係防災機関連絡先

(1) 東京都

機 関 名	電 話 (無線電話)	F A X (無線F A X)	所 在 地
総合防災部防災対策課	03-5388-2456・2458 03-5388-2483～4 (70226～7・70381～2)	03-5388-1260 (70013) (70011・12)	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
西多摩建設事務所	0428-22-7210 (83011)	0428-22-8433 (83001)	〒198-0042 青梅市東青梅 3-20-1
西多摩保健所	0428-22-6141 (85131)	0428-23-3987 (85130)	〒198-0042 青梅市東青梅 1-167-15
小作浄水場	042-554-4911	042-579-0229	〒205-0001 羽村市小作台 4-2-1
福生消防署	042-552-0119	042-551-0119	〒197-0011 福生市福生 1072
福生警察署	042-551-0110	042-553-8044	〒197-0012 福生市加美平 3-25

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
総務省関東管区行政評価局 東京行政評価事務所	03-5331-1752	03-5331-1761	〒169-0073 新宿区百人町 3-28-8
国土交通省関東地方 整備局相武国道事務所	042-643-2001	042-643-2320	〒192-0045 八王子市大和田町 4-3-13
国土交通省関東地方 整備局京浜河川事務所	045-503-4000	045-503-4001	〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央 2-18-1

(3) 指定公共機関

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
日本郵便株式会社 羽村郵便局	042-555-1442	042-554-7914	〒205-8799 羽村市緑ヶ丘 5-3-2
東日本旅客鉄道(株) 八王子支社拝島営業統 括センター青梅駅	050-2016-1600	—	〒198-0083 青梅市本町 192
N T T 東日本東京西支 店	042-528-4605	042-527-6518	〒190-0022 立川市錦町 4-12-6 NTT 錦町別館ビル 2 階
東京電力株式会社 多摩総支社	042-641-6280	042-641-6209	〒192-0904 八王子市子安町 1-16-25
東京都赤十字血液セン ター立川事業所	042-529-0401	042-529-0402	〒190-0014 立川市緑町 3256

(4) 指定地方公共機関等

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
羽村市医師会 (会長:松田医院)	042-554-0358	042-579-3855	〒205-0001 羽村市小作台 5-8-8
公立福生病院	042-551-1111	042-552-2662	〒197-8511 福生市加美平 1-6-1
伊吹石油ガス株式会社	042-554-0755	042-554-8053	〒205-0011 羽村市五ノ神 357
武陽ガス株式会社	042-551-1621	042-530-3377	〒197-0022 福生市本町 17-1
羽村市商工会	042-555-6211	042-555-6210	〒205-0002 羽村市栄町 2-28-7

(5) その他

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
陸上自衛隊第1師団 第1施設大隊	048-460-1711	048-460-1711	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 第1施設大隊

署
課)
隊

別記様式第6（第6条関係）

取扱所属（

年 月 日

東京都公安委員会 殿

緊急輸送車両確認申出書

申出者 住所

氏名

番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	人 品名 []			
活動地域				
車両の使用者	住所	()	局	番
	氏名又は名称			
緊急連絡先	住所	()	局	番
	氏名又は名称			
備考				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

【官公署等との協定】

- ① 非常通信の運用に関する協定（平成20年3月19日）
協定相手：福生消防署
- ② 災害時等における協力体制に関する協定（平成21年4月1日）
協定相手：羽村市社会福祉協議会
- ③ 災害時の情報交換に関する協定（平成23年4月1日）
協定相手：国土交通省関東地方整備局
- ④ 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（平成23年11月1日）
協定相手：東京都下水道局流域下水道本部
- ⑤ 災害時における二次避難所施設利用に関する協定（平成24年6月20日）
協定相手：東京都立羽村特別支援学校
- ⑥ 避難所施設利用に関する協定（平成24年8月7日）
協定相手：東京都立羽村高等学校
- ⑦ 東京都水道局小作浄水場における応急給水活動に関する覚書（平成27年3月23日）
協定相手：東京都水道局
- ⑧ 福生病院組合組織市町と福生病院組合の東京都区市町村災害医療コーディネーターの選出等に関する協定（平成27年4月1日）
協定相手：福生病院組合
- ⑨ 災害時における避難所施設利用に関する協定（平成27年10月1日）
協定相手：西多摩衛生組合
- ⑩ 災害時における罹災証明書の交付等に関する協定（令和7年3月18日）
協定相手：福生消防署

【消防相互応援協定】

- ① 東京消防庁と米空軍第374空輸団との消防相互応援協定（昭和51年1月20日）
- ② 福生消防署管内市町消防相互応援協定（平成13年6月15日）
協定相手：福生市、瑞穂町
- ③ 消防相互応援協定（平成17年7月1日）
協定相手：青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

【民間団体等との協定】

- ① 災害時の医療救護活動についての協定（昭和52年7月12日）
協定相手：西多摩医師会
- ② 災害時の医療救護活動に関する協定（昭和56年8月・平成28年4月22日再締結）
協定相手：（一社）西多摩薬剤師会
- ③ 災害時における応急対策業務に関する協定（昭和56年8月28日）
協定相手：羽村市指定上下水道工事店組合
- ④ 災害時における応急対策業務に関する協定（昭和56年8月29日・令和4年2月4日再締結）
協定相手：羽村市建設防災協力会
- ⑤ 災害時における食糧（給食等）調達に関する協力協定（昭和56年8月31日）
協定相手：市内米穀販売事業者と個別に協定
中村販売所、舛屋商店、(有)カナバ島田商店、東食糧、(有)秋山商店、大栄ストアー

- ⑥ 災害時における自動車の貸与及び車避難者に対する駐車場施設の一時使用に関する協定
(令和5年1月20日)
協定相手：(株)ホンダ東京西
- ⑦ 災害廃棄物処理等に必要な資機材の提供に関する協定（令和6年4月12日）
協定相手：(株)アクティオ、青梅市、福生市、瑞穂町、西多摩衛生組合
- ⑧ 災害時におけるLPGガス等の供給に関する協定（令和6年5月17日）
協定相手：(一社)東京都LPGガス協会西多摩支部羽村地区
- ⑨ 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（令和6年8月1日）
協定相手：丸順商事(有)、(有)小作物産、栄晃産業(株)、(株)加藤商事西多摩支店
- ⑩ 災害時における被災者支援に関する協定（令和7年5月12日）
協定相手：東京都行政書士会多摩西部支部
- ⑪ 災害時における飲料水等の供給に関する協定（令和7年5月12日）
協定相手：(株)八洋

資料 11 羽村市防災行政無線配備一覧表（移動系・固定系）

(令和 67 年 49 月 1 日現在)

(1) 羽村市防災行政無線配備一覧表（移動系）

局種別	呼称名称	所属	局種別	呼称名称	所属
統制台	はむら 100	防災安全課	携帯	はむら 511	消防団 第 1 分団 携帯①
統制リモコン	はむら 102	災害対策本部（201 会議室）	車携帯	はむら 512	消防団 第 1 分団 車両
統制リモコン	はむら 103	土木課	携帯	はむら 513	消防団 第 1 分団 携帯②
統制リモコン	はむら 104	庁舎管理員室	携帯	はむら 521	消防団 第 2 分団 携帯①
車携帯	はむら 201	防災安全課（消防団指令車）	車携帯	はむら 522	消防団 第 2 分団 車両
車携帯	はむら 202	建築課 土木課①	携帯	はむら 523	消防団 第 2 分団 携帯②
車携帯	はむら 203	土木課②	携帯	はむら 531	消防団 第 3 分団 携帯①
車携帯	はむら 204	土木課③	車携帯	はむら 532	消防団 第 3 分団 車両
車携帯	はむら 205	水道事務所（下水道）	携帯	はむら 533	消防団 第 3 分団 携帯②
車携帯	はむら 206	防災安全課（交通パトロール）	携帯	はむら 541	消防団 第 4 分団 携帯①
携帯	はむら 301	防災安全課 携帯①	車携帯	はむら 542	消防団 第 4 分団 車両
携帯	はむら 302	防災安全課 携帯②	携帯	はむら 543	消防団 第 4 分団 携帯②
携帯	はむら 303	防災安全課 携帯③	携帯	はむら 551	消防団 第 5 分団 携帯①
携帯	はむら 304	防災安全課 携帯④	車携帯	はむら 552	消防団 第 5 分団 車両
携帯	はむら 305	防災安全課 携帯⑤	携帯	はむら 553	消防団 第 5 分団 携帯②
携帯	はむら 307	防災安全課 携帯⑥	車携帯	はむら 561	消防団 第 6 分団 携帯①
携帯	はむら 308	建築課 携帯	携帯	はむら 563	消防団 第 6 分団 携帯②
携帯	はむら 309	土木課 携帯	半固定	はむら 701	羽村東小学校
携帯	はむら 310	水道事務所（下水道） 携帯	半固定	はむら 702	羽村西小学校
携帯	はむら 311	市長	半固定	はむら 703	富士見小学校
携帯	はむら 312	副市長	半固定	はむら 704	栄小学校
携帯	はむら 313	教育長	半固定	はむら 705	松林小学校
携帯	はむら 401	水道事務所 携帯	半固定	はむら 706	小作台小学校
車携帯	はむら 402	水道事務所①	半固定	はむら 707	武藏野小学校
車携帯	はむら 403	水道事務所②	半固定	はむら 708	羽村第一中学校
携帯	はむら 501	消防団 正・副団長 携帯①	半固定	はむら 709	羽村第二中学校
携帯	はむら 502	消防団 正・副団長 携帯②	半固定	はむら 710	羽村第三中学校
携帯	はむら 503	消防団 正・副団長 携帯③	携帯	はむら 801	羽村駅前交番
携帯	はむら 504	消防団 正・副団長 携帯④	携帯	はむら 802	福生消防署羽村出張所

資料 23 災害救助法による災害救助基準

(令和 7 年 11 月 1 日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある者 2 住家の半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家の半壊(焼)した者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う緊急の修理のための支出 1 世帯当たり 53,900円以内 ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,700円以内 (一時保存) ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	(3) 災害時における広報広聴活動に関すること。 (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関すること。 (5) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に関すること。 (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に関すること。 (7) 被害状況の調査に関すること。 (8) 避難行動要支援者の支援に関すること。
羽村市医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。
羽村市商工会	(1) 災害時における建設活動の協力に関すること。 (2) 災害時における生活必需品調達の協力に関すること。

第3節 東京都

機関等の名称	事務又は業務大綱
東京都 西多摩保健所	(1) 保健衛生に関すること。 (2) 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。
東京都 西多摩建設事務所	(1) 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること。 (2) 土砂災害対策に関すること。 (3) 河川の保全に関すること。 (4) 水防活動の支援に関すること。 (5) 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
東京都 流域下水道本部	(1) 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 仮設トイレ等のし尿の受け入れ及び処理に関すること。 (3) 災害時における下水道施設の復旧に係る他都市等の支援調整に関すること。
警視庁 福生警察署	(1) 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 (3) 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 (4) 遺体の調査等及び検視に関すること。 (5) 交通の規制に関すること。 (6) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 (7) 公共の安全と秩序の維持に関すること。 (8) 避難行動要支援者の支援に関すること。
東京消防庁 福生消防署	(1) 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (2) 救急及び救助に関すること。 (3) 危険物等の措置に関すること。 (4) その他、消防に関すること。

第4節 国の行政機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
総務省 関東管区 行政評価局 東京 行政評価事務所	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設
農林水産省関東農政局 東京都拠点	(1) 主要食糧の需給に関すること。
国土交通省関東地方整備局 相武国道事務所	(1) 災害時における応急物資等の輸送路の確保に関すること。 (2) 国道及び付帯施設の災害復旧工事に関すること。
国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 多摩川上流出張所	(1) 管轄区域河川の保全施設等の工事並びに施設の保全に関すること。 (2) 管轄区域河川の雨量計、水位、流量、洪水予報、水防警報等水防に関すること。
東京管区気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊	(1) 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ① 防災関係資料の基礎調査 ② 災害派遣計画の作成 ③ 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 (2) 災害派遣の実施に関すること。 ① 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び贈与

第5節 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
日本郵便株式会社 羽村郵便局	(1) 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いに関すること。 ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ・被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

2 災害対策本部の構成

(1) 本部長室等

① 本部長室の構成及び職務

構 成		職 務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則第3条第1号に規定する部長の職にある者 ・防災安全課長 ・防災安全課主幹 ・消防団長 ・交通安全推進委員会会長 	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
事務局等	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書広報課職員 ・防災安全課職員 	報道発表・災害記録作成 本部長室の庶務

※上記のほか、本部長は必要があると認めたときは、市職員のうちから本部員を指名することができる。(羽村市災害対策本部条例施行規則 第5条第2項)

② 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- ・本部の非常配備態勢及び解除に関すること
- ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ・避難指示に関すること
- ・災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること
- ・近隣市町との相互応援に関すること
- ・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- ・都及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること
- ・公用令書による公用負担に関すること
- ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- ・部班長会議の招集に関すること
- ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

③ 本部連絡員

本部長室と各部の連絡調整を行うことを目的として、本部連絡員を置く。

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
			<u>子ども政策課長</u> 子育て支援課長 <u>こども家庭センター長</u> <u>子育て相談課長</u> <u>子育て相談課主幹</u>	③ 医療救護所の開設及び医薬品等の供給確保に関すること ④ 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること ⑤ 感染症の予防に関すること ⑥ 感染症患者の収容、隔離に関すること ⑦ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること ⑧ 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること ⑨ 部内の連絡調整及び責任者（部長）の補佐に関すること ⑩ 保健活動班による巡回健康相談に関すること ⑪ 災害時保健活動に関すること ⑫ 保健活動に係る応援要請に関すること ⑬ 他班への応援に関すること
まちづくり部	まちづくり部長	都市建設班	都市計画課長 土木課長 建築課長 区画整理課長 区画整理課主幹	① 道路、橋梁及び河川の被害状況調査及び報告に関すること ② 道路、橋梁その他土木施設の整備及び復旧に関すること ③ 道路、河川等における障害物の除去に関すること ④ 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関すること ⑤ 倒壊物、崩土等の処理に関すること ⑥ 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること ⑦ 公共土木施設及び建築物等の被害状況調査及び報告に関すること ⑧ 都市施設の被害状況の調査及び報告に関すること ⑨ 公共土木施設及び建築物等の点検、整備及び復旧に関すること ⑩ 羽村市建設防災協力会等との連絡及び協力要請に関すること ⑪ 応急復旧用資機材及び機器の確保に関すること ⑫ 緊急交通路の確保に関すること ⑬ 公園・公園施設及び緑地の被害状況調査及び報告に関すること ⑭ 公園・公園施設及び緑地の安全対策・災害対応に関すること ⑮ 動物公園の被害状況調査及び報告に関すること ⑯ 応急危険度判定に関すること ⑰ 被災地域の災害復旧計画に関すること

3 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織及び運営は、災対法、羽村市災害対策本部条例及び羽村市災害対策本部条例施行規則の定めるところによる。

(1) 災害対策本部の設置及び解散

① 災害対策本部の設置

市長は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策本部を設置する。

② 災害対策本部設置の通知等

災害対策を所管する部長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に災害対策本部の設置を通知する。

- ・本部員
- ・東京都知事
- ・福生警察署長
- ・福生消防署長
- ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の長
- ・近隣市町村長
- ・その他必要と認めた者

このほか、広報広聴を所管する部長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。

また、市各部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し速やかに連絡しなければならない。

③ 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置された場合は、市役所庁舎正面に「羽村市災害対策本部」の掲示板を掲出する。

④ 災害対策本部の解散

本部長は、市の地域に災害が発生するおそれが解消したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部解散の通知等は、災害対策本部の設置に準じて処理する。

(2) 災害対策本部の運営

① 本部長室の開設・運営

- 本部長室は、原則として東庁舎2階に開設する。災害対策本部が設置されたときは、災害対策を所管する部長は直ちに本部長室を開設するために必要な措置を講ずる。
- 本部長室開設後は、災害対策を所管する部長が運営を統括し、災害対策を所管する課長がこれを補佐する。

② 災害対策本部会議の招集

- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、災害対策本部会議

第4節 関係防災機関の活動態勢

災害発生時、関係防災機関は所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、他の機関が実施する応急対策が円滑に行えるよう協力するものとする。関係防災機関は、次に掲げる組織を整備し、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておく。

1 福生警察署の活動態勢

【福生警察署災害時部隊編成表】

本部長	幕 僚	活 動 内 容
署長	幕僚長	被害実態の把握と情報収集、部隊運用、報告連絡、広報活動、関係防災機関との連絡調整等に関するこ
	副署長	第一次及び第二次交通規制等に関するこ
	幕僚	救出救護、避難誘導等部隊活動に関するこ
	各課長	行方不明者の調査・捜索、遺体の検視等に関するこ
	(警備、交通、地域、刑事組織)	犯罪の予防検挙、広報活動等治安維持に関するこ
	犯罪対策、生活安全)	緊急通行車両確認標章の交付に関するこ

2 福生消防署の活動態勢

【福生消防署災害時組織編成表】

署隊長	警防副署隊長	総務副署隊長	庶務班
			指揮班
			通信班
			情報班
			巡回情報収集班
			病院調査班
			方面隊本部派遣員
			関係機関派遣員
			高所見張員
			救護班
		活動部隊	消火
			救助
			救急
			破壊工作
			機械修理
			担架搬送
			補給
			予防副署隊長 防災広報班

② 出前講座、講習会、講演会等を通じた普及

市民を対象とする出前講座や講演会、要配慮者支援に係る講習会等を開催し、防災知識の普及徹底を図る。

③ 防災用具、災害写真展を通じた普及

防災用具や災害写真展などを通じ、防災意識の高揚を図る。

(2) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<p>○予防として市民等のできるべき措置等に係る広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等の警察活動を通じて、防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問い合わせ」」を活用した意識の啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティア、防災女性の会、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参加意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 「地域の防火防災功労制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発

【総合防災訓練】

参加機関	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・地域住民及び事業者 ・防災関係機関 ・災害時応援協定締結機関 等
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・本部運営訓練 ・非常参集訓練 ・防災関係機関等による応急対策訓練 ・自主防災組織等による実動訓練 ・避難行動要支援者の避難支援訓練 等

② その他の訓練

市及び自主防災組織等を対象に防災技術の習得を主体とした各種技能訓練、情報伝達訓練、避難所を単位とした避難所運営訓練等を実施する。

また、職員に対しては、非常参集訓練、庁舎避難訓練等を実施する。

(3) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対策のために全警察署(102署)に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災女性の会、消防少年団の育成指導の実施 ○ 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR(災害疑似体験)コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ 住民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○ 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上

II 地域による共助

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 自主防災組織の活性化 ⇒ ● 市民・事業所・行政等の連携	● 地域による応急対策の実施	

予防対策

1 自主防災組織の活性化

（1）自主防災組織の現状

- 自主防災組織は 39 町内会・自治会すべてに組織されており、組織率 100%となっているが、市民の町内会・自治会への加入率は、年々減少している。
(令和 6 年 4 月 1 日現在 加入率 26.9%)
- 自主防災組織が災害時に効果的な活動ができるよう、活動に使用する資器材等の整備充実のために資器材の購入助成を行い、その活動を支援している。

（2）自主防災組織の役割とるべき措置

予防期における自主防災組織の役割とるべき措置は次のとおりである。

- ・防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ・初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ・消火、救助、炊出及び避難に必要な資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ・地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等、災害時の支援体制の整備
- ・行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

（3）各機関における取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・テロ対策のために全警察署(102署)にて展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取り組み強化の推進
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の啓発 ・防災教育・防災訓練の充実 ・スタンドパイプ、立管消火栓等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ・初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施 ・自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

りボランティア等との連携を図る。

- 市は、都と平時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。

(2) 羽村市社会福祉協議会との連携

市と羽村市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動、避難所の確保等の協力体制に関し、平成21年4月1日付けで「災害時等における協力体制に関する協定」を締結し、その体制を確保している。

こうした体制のもと、災害ボランティアに的確な情報を提供し、効率的なボランティア活動が行えるよう、羽村市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティア活動の仕組みづくりを行うとともに、日頃から市内のボランティア団体の育成に努める。

① 災害ボランティアセンターの運営

市は、災害時にボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターを羽村市社会福祉協議会の協力を得て運営するため、日頃から羽村市社会福祉協議会と連携し、運営体制の整備を図る。

② 人材・ボランティア団体の育成

市は、災害時にボランティアとして活動できる人材を確保するため、人材育成、ボランティア団体の活動を支援する。また、羽村市社会福祉協議会で行う福祉ボランティアを中心とした人材育成や研修、ボランティア団体の育成などの支援に努める。

2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

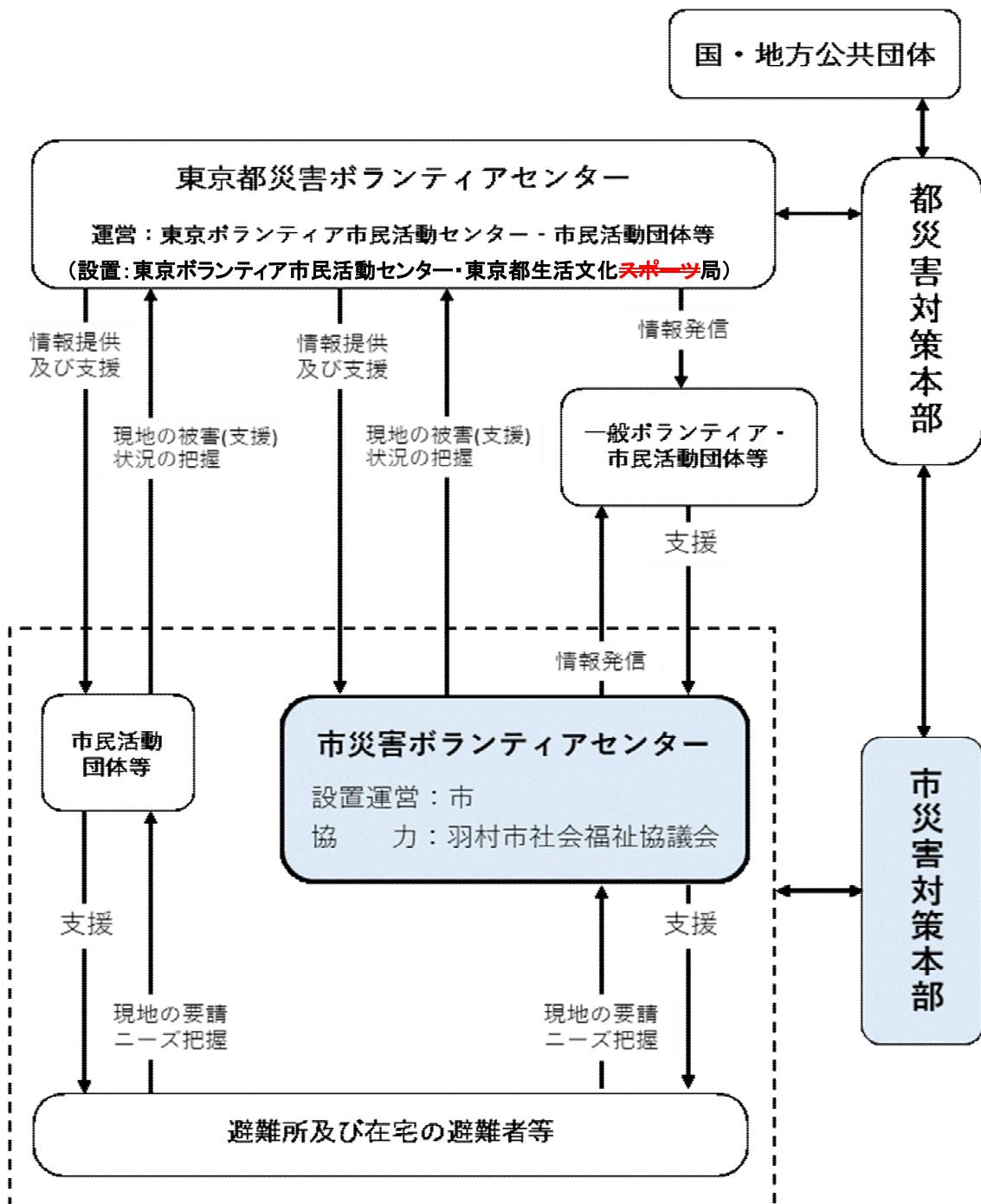
また、令和4年度に導入した「東京都防災（語学）ボランティアシステム」を活用し、外国人災害情報センターの設置・運営等の訓練を実施するとともに、防災（語学）ボランティアに対して、研修や訓練を行い、スキルアップを図っている。

【東京都防災ボランティア等の概要】

機関名	要件	活動内容
都生活文化 スポーツ 局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援

(2) 業務手順フロー図

【一般ボランティア】



応急対策（発災後72時間以内）

1 避難行動要支援者の安全対策

（1）「避難行動要支援者対策班」等の設置

市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者に対応する窓口となる「避難行動要支援者対策班」等を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、市の災害対策本部に避難行動要支援者の対策担当部門として福祉健康部（福祉厚生班、救護班）を設置し、避難行動要支援者対策班などから情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

（2）福祉避難所の活用

市は、福祉避難所を活用して、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者に対し、介護や必要なサービスを提供していく。福祉避難所については、第2章 避難者対策において定める。

（3）医療等の体制

透析患者や在宅の難病患者等、専門医療を要する患者に係る対応については、第8章医療救護等対策において定める。

（4）応急仮設住宅

入居者の選定にあっては、避難行動要支援者の優先に努める。なお、都が仮設住宅を建設する際には、必要に応じ高齢者・障害者世帯に適した設備、構造とするよう要請する。

（5）食料等の対策

高齢者等に配慮したアルファ米やレトルト食品について今後も備蓄していく。**また、アレルギー対応商品についても今後、備蓄を進めていく。**

○ 選定基準

一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた、公園、緑地、神社・仏閣の境内、団地の広場等とする。

○ 効果

- ア 情報伝達その他各種連絡が効果的に行える。
- イ 相互の助け合いや不在者の確認が可能である。
- ウ 自主防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。

【一時集合場所の一覧】

(令和6年12月1日現在)

町内会・自治会名	一時（いっとき）集合場所
川 崎 東	川崎公園・宗禪寺駐車場
川 崎 西	ひのきの子児童遊園
上 水 通 り	上水グラウンド（令和8年4月1日から「上水会館」に変更する。）
神 明 台	神明台公園
双 葉 富 士 見	羽村第三中学校
双 葉 町 松 原	羽村第三中学校
神 明 台 上	あさひ公園
神 明 台 住 宅	神明台住宅正面玄関前
都 営 神 明 台	クローバー公園
本 町 第 一	本町一広場
本 町 第 二	稻荷神社
本 町 第 三	羽村東小学校
東 第 一	けやき児童遊園・羽村東小学校
東 第 二	東会館
清 流	丸山下児童公園
緑ヶ丘第一	どんぐり山児童公園・富士見小学校・緑ヶ丘会館
緑ヶ丘第二	かめのこ児童公園・富士見小学校
緑ヶ丘三丁目	松林小学校
緑ヶ丘西	富士見公園
五ノ神東	五ノ神社・こんぴら山児童公園
五ノ神中	富士見小学校

町内会・自治会名	一時（いっとき）集合場所
東台	羽村第二中学校
富士見平第一	羽村第二中学校
UR羽村団地	17号棟前広場・羽村第二中学校
奈賀一	奈賀会館
奈賀二	奈賀二ゲートボール場・中央児童館前駐車場
田ノ上第一	玉川神社・田ノ上会館・田ノ上児童遊園・羽村第一中学校正門前・羽中3-8-30田村宅東側空地
田ノ上第二	田ノ上第二コミュニティ公園・はむらん停留場所（羽村第一中学校）前
田ノ上第三	田の上公園
旭ヶ丘	旭ヶ丘公園
間坂第一	加美会館前広場・一峰院上駐車場
間坂第二	間坂コミュニティ公園
宮地	一峰院下駐車場・宮地児童遊園・あけぼの杉児童公園・羽村西小学校
美原	美原会館前 あけぼの児童遊園
小作本町	小作ふれあい公園・ゆうやけ児童公園・こやけ児童公園・小作本町会館
小作台東	けやき児童公園
小作台西	くすのき児童公園・うさぎ児童公園・しらかば児童公園・小作台西会館前・第6分団車庫前（小作緑地）・さくら児童公園
栄町第一	武藏野公園
栄町第二	栄小学校

(2) 避難所

① 指定避難所

○ 定義

災害により住居が倒壊又は焼失するなどの被害を受けた住民又は被害を受けるおそれのある住民を受け入れ、食料等の提供、医療救護、宿泊等の救援を行うために開設する施設で、災対法における指定避難所として次の10か所を指定する。

なお、指定避難所は災害の状況等により指定緊急避難場所と相互に兼ねるものとする。

また、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

(5) 車中泊の基本的な考え方

震災時においては、原則として、以下の理由により、車中泊を認めないが、感染症流行時等、多くの住民が集まる避難所で感染を拡大させないため、車中泊者の受入れ体制を整備する。

ただし、発災時の混乱防止に向けて、車中泊の発生抑制について、市公式サイト等を活用して、市民に周知する。

- 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること。
- 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、緊急自動車専用路等において大規模な交通規制が実施されること。
- 緊急自動車専用路以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと。
- エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること。

応急対策（発災後72時間以内）

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

① 市による避難指示

危険が切迫した場合には、市本部長は、~~福生警察署長及び~~福生消防署長と協議のうえ、地域及び避難先を定めて避難指示を発令する。この場合、市本部長は、直ちに都知事に報告する。

② 福生警察署による指示

~~危険が切迫した場合において、~~市本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市本部長からの~~要求要請があつたとき~~場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う~~ことができる~~。この場合~~警察官は~~、直ちに市本部長に~~通報するものと対し~~、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向、及び避難先等を通知する。

③ 福生消防署による避難

消防署長は、火災等の進展が急激で人命危険が著しく切迫していると認められる場合は、住民に避難するように勧め、人命の安全確保を図るものとし、直ちに市本部長に通報する。

(2) 避難指示等の基準

避難及び立退きの指示等の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

- ・余震、地震後の降雨により、がけ崩れ等の発生が予測されるとき
- ・建物、擁壁等の倒壊又は余震により、人的被害が予測されるとき
- ・火災が拡大するおそれがあるとき

(2) 避難誘導

① 市による避難誘導

避難指示を発令した場合には、福生警察署、福生消防署、市消防団、自主防災組織、学校等の協力を得て、なるべく町内会・自治会単位で、あらかじめ指定してある避難場所等へ誘導する。

なお、避難指示を行いうとまがない場合の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。

また、要配慮者である高齢者や障害者、外国人等については、身体の状況や障害の特性、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、福祉部局等との連携のもと、地域住民等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

② 福生警察署

- ~~避難誘導に伴う警察の措置は、避難行動要支援者対策、リーダーを中心とする避難誘導の働き掛け、避難場所における避難者対策を行う。~~
- ~~避難指示が発令された場合には、市、福生消防署等と協力して、あらかじめ指定された施設に誘導収容する。~~
- ~~現場の警察官は積極的な個別広報を実施し、グループによる避難の流れを創出する整理誘導を行う。~~

一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心とした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。

③ 福生消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の市への通報
- 避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、関係機関に通報する。
- 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

3 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、「避難所管理運営マニュアル」に基づき実施する。

(1) 避難所の開設

- 避難所施設の解錠は原則として、市職員が行う。
- 避難者の建物内立入りは、市職員又は施設管理者が建物の安全を確認してから行う。避難者が建物内に無秩序に立入ることは混乱を生じさせることにつながるため、市職員到着後に立入ることとする。
- 施設の危険状況を点検し、危険と認められる場所については、直ちに立入りを禁止とする。
- 避難所の開設は、発災前に活動している自主防災組織が当初の開設準備を行う。
- 開設予定の小中学校等が被災する等の事情により、開設することができない場合、又は被災者の増大等により避難所が不足する場合、避難所のライフラインの回復に時間を要することが見込まれる場合、施設の孤立が見込まれる場合などは、施設の設置・維持の適否、他の公共施設や民間施設の代替策なども検討する。

第2節 具体的な施策

I 備蓄物資

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 食料及び生活必需品等の確保 ● 飲料水及び生活用水の確保 ● 備蓄倉庫の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄物資の供給 ● 飲料水の供給 ● 物資の調達要請 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なニーズへの対応 ● 炊き出し ● 水の安全確保

予防対策

1 食料及び生活必需品等の確保

（1）食料及び生活必需品等の備蓄方針

- 市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の食料等の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における市の最大避難者数（避難生活者数）を基準とする。
- 時間の経過とともに必要とされる物資は変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 粉ミルク、アレルギー対応食品の備蓄について、市は災害発生後3日分の備蓄体制を整えるよう、備蓄と合わせて、市内流通業者や保育園等との調達や保管等に係る協定を進める。
- 感染症対策備品については、様々な角度から必要備品を把握し、確保に努める。
- 備蓄品目や調達先、保管方法の拡充を図るため、市内の流通業者や業界団体と協定を締結し、より実効的な備蓄体制を構築するよう、連携強化を図る。

【現在の主食等の備蓄状況（令和6年3月31日現在）】

品名	内容	単位	数量	備考
クラッカー類	1箱 70食入 他	食	23,884	保存期限5年
アルファ米	1箱 50食入	食	104,200	水又はお湯をそそぐだけで食べられる 保存期限5年
乾燥粥・雑炊	1箱 50食入	食	12,500	保存期限5年
災害備蓄用パン	1箱 24食入	食	12,000	保存期限5年
計			152,584	

II 物資の輸送体制

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送拠点の指定 ● 輸送体制の整備 ● 輸送車両の確保 <p style="text-align: center;">⇒ ● 車両の調達</p>		<p style="text-align: center;">⇒ ● 物資の輸送</p>

予防対策

1 輸送拠点の指定

市内外からの緊急物資等の受入、搬送するための仕分け、一時保管を行う地域内輸送拠点として、スポーツセンターを指定する。

【輸送拠点の機能と整備・運営主体】

区分	機能	整備・運営主体	施設名称・所在地
広域輸送基地	他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。トラックターミナル、ふ頭、空港など。	都	<ul style="list-style-type: none"> [陸上輸送基地] <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多摩広域防災倉庫 (立川市緑町 3256 番地の 5) ▶ 立川地域防災センター (立川市緑町 3, 233 の 2 外) [航空輸送基地] <ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京都調布飛行場 (調布市西町 外)
地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 羽村市スポーツセンター (羽村市羽加美 1-29-5) ▶ 市役所 1 階ロビー (羽村市緑ヶ丘 5-2-1)

2 輸送体制の整備

（1）輸送力の確保

市は、災害時の輸送力の確保を図るため、関係事業者と輸送に関する協定等措置をしておく。

- ▶ 災害時における緊急輸送業務に関する協定：赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部（平成 11 年 8 月締結済）
- ▶ 災害時における緊急物資輸送に関する協定：三和運送（有）（令和 2 年 12 月締結済）
- ▶ 災害時等における車両の提供に関する協定：総合観光バス（株）（令和 3 年 12 月締結済）
- ▶ 災害時等における車両の提供に関する協定：武州交通興業（株）（令和 3 年 12 月締結済）

(2) 燃料の確保

燃料は、市と災害時の応援協定を締結している市内の燃料類取扱い業者に要請し確保する。

この他、日野自動車(株)羽村工場との「災害時応急活動等に関する協定」に基づき、工場で備蓄している燃料について一時貸与を受ける体制を整えている。

3 輸送車両の確保

(1) 車両の確保

輸送手段として必要とする車両は、原則的には市保有車両を使用し、不足を生ずる場合は、都及び防災機関並びに民間団体の協力等により確保する。

災害発生時の車両の調達及び配車については総務部で行い、事前に車両配車計画を定めておくこととする。

市保有車両					令和6年4月1日現在
乗用車	貨物車両	軽自動車	特殊車両	電動自転車	
19	10	30	12	2	

※上記車両のうち、電気自動車は16台

※可搬型給電器9台保有

(2) 緊急通行車両等の申出

市は、保有車両のうち災害応急対策及び地震防災応急対策に使用することが決定しているものについて、あらかじめ確認機関に「緊急通行車両確認申出書」及び「緊急輸送車両確認申出書」を提出し、「確認申請証明書」及び「標章」の交付を受けておくものとする。

- 資料編 「資料9 緊急通行車両・緊急輸送車両確認申出書」 資-12 参照

(3) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	○ 緊急通行車両等の確認

応急対策（発災後72時間以内）

1 車両の調達

- 市災害対策本部各部においては、原則として各部で保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、災害対策本部統括部が集中的に調達する。
- 貨物自動車についても、市所有の貨物自動車を使用することとし、不足を生じる場合は、協定を締結している赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部、三和運送有限会社等

③ 福生警察署の態勢

- 救出一救護救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して最優先に行う。
- 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関救護所等に引き継ぐ。
- 救出一救護救助活動にあたっては、重機類等装備資器機材等を有効に活用する。
- 消防署、自衛隊、自主防災市民組織等と連携協力し、救出一救護救助の万全を期する。

IV 交通ネットワーク対策及び警備・交通規制対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋梁等の安全対策 ● 鉄道施設の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 警備・交通規制 ● 道路・橋梁等の応急対策 ● 鉄道施設の応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋梁等の復旧 ● 鉄道施設の復旧

予防対策

1 道路・橋梁等の安全対策

道路や橋梁は、災害時に避難道路や救援物資等の輸送路として、防災上重要な役割を担う。これらの施設が、震災等により被災した場合、直接人命にかかわる重大事故の発生につながるばかりでなく、応急対策、復旧対策を阻害し、都市機能の麻痺を引起すことから、こうした被害を防止するため、道路・橋梁の安全対策を積極的に推進する必要がある。

（1）道路の安全対策

① 道路の現況

(令和6年4月1日現在)

種 別	路線数 (本)	延 長(m)	面 積(m ²)
市 道	801	147,610	1,041,622
都道	主要地方道	2	7,646
	一般都道	6	8,815
	計	8	16,461
国 道	1	430	10,556

2 鉄道施設の安全対策

JR東日本では、次のような安全対策を講じる。

- 駅や駅間施設の耐震化を促進する。
- 情報連絡や関係機関との調整のための通信手段を確保する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 警備・交通規制

震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安に万全を期す必要があることから、警備、交通規制に関する事項を定める。

（1）警備活動等

~~災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、警視庁（福生警察署）は、速やかに総力をあげて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取り締り及びその他公共の安全と秩序の維持等を行う。~~

① 災害発生時における警察の任務活動

~~災害発生時の警察の任務は、次のとおりとする。建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。~~

- ・被害実態の把握と各種情報の収集
- ・交通規制
- ・被災者の救出救助及び避難誘導
- ・行方不明者の捜索及び調査
- ・遺体の調査等及び検視
- ・公共の安全と秩序の維持~~に関するこ~~

② 警備態勢

~~警視庁管内に大地震により災害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部及び警察署にそれぞれ警備本部が設置される。福生警察署においては、現場警備本部を設置して指揮態勢をとり警備態勢を確立する。~~

③ 部隊編成

福生警察署長は~~必要最小限度の要員を除いた全員をもつて~~部隊を編成し、警備に当たる。

④ 警備活動要領

~~福生警察署においては、あらかじめ定める警備実施計画に基づき、自動的及び段階的に警備要員を配備し、被害実態の把握、交通対策、避難誘導、救出救護等の措置をとる。~~

（2）交通規制

大地震（震度6弱以上）発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うた

めの緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）する。

① 第一次交通規制（災害発生直後）

大地震の発生直後に、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等を円滑に通行させるために、道路交通法に基づき行う交通規制。

ア 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

都心部の交通量を削減するため、環状7号線から内側（都心方面）への一般車両の流入を禁止する。ただし、環状7号線は迂回路として通行可能。

イ 環状8号線内側への一般車両の流入抑制

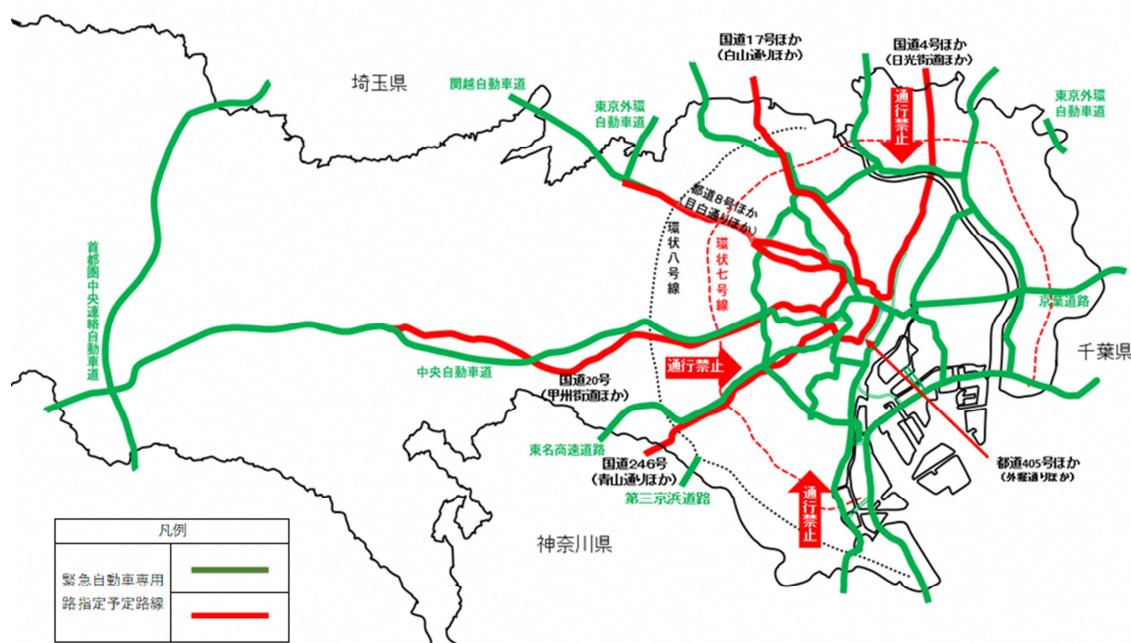
環状8号線から内側（都心方面）への一般車両の流入を抑制する。

ウ 緊急自動車専用路の指定

次の路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号ほか（日光街道ほか）	国道17号ほか（白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山通りほか）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路 → 東京高速道路株式会社線 ・自動車専用道路・高速自動車国道	

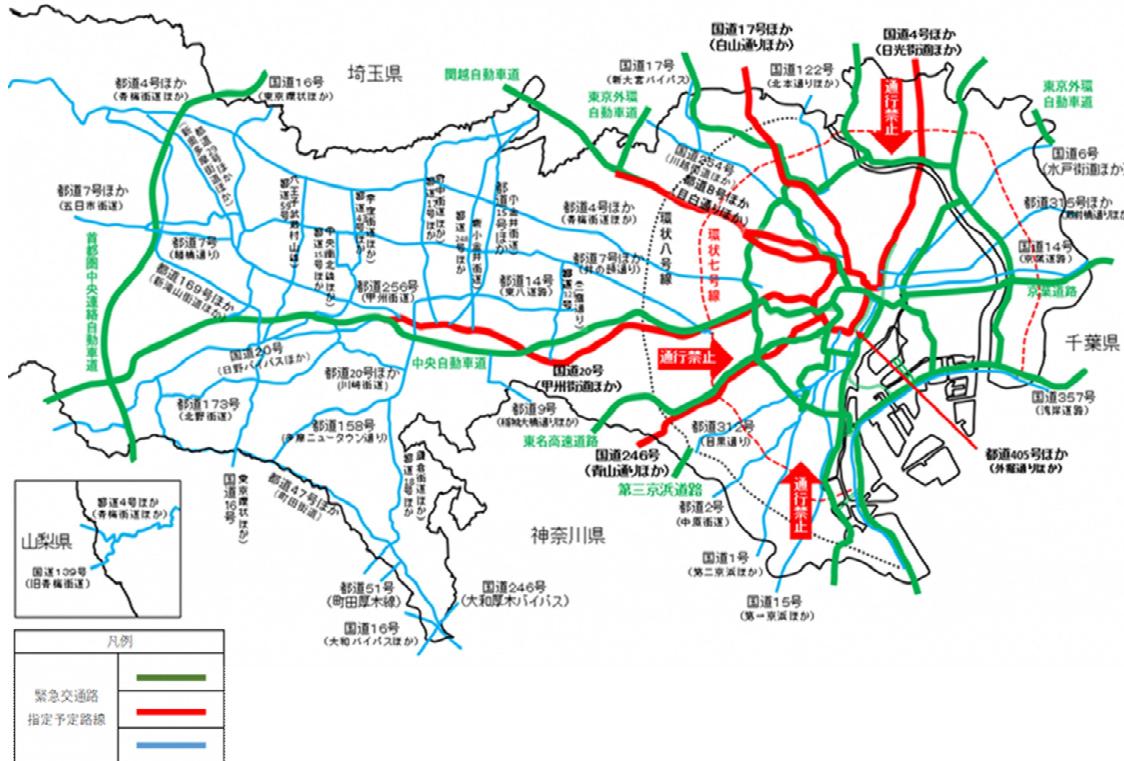
【大震災時における交通規制図〔第一次〕】 ※東京都地域防災計画より抜粋



② 第二次交通規制（被害状況を確認した後）

被害状況を確認した後、復旧復興のための災害応急対策を円滑に行うために、災害対策基本法に基づき行う交通規制。

【大震災における交通規制図〔第二次〕】 ※東京都地域防災計画より抜粋

**③ 緊急通行車両等の確認事務等**

第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。都内では、原則として警視庁が緊急通行車両の確認、及び公安委員会の決定に基づく交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。ただし発災後に限り、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

④ 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の巡回及び消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

⑤ 交通規制の実行性を確保する手段・手法**ア 主要交差点への規制要員の配置**

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

イ 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、巡回・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

ため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

- 都教育庁は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校等における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。
- 都生活文化~~スポーツ~~局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

② 事業者

- 事業者は、漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。

(5) 放射線等使用施設の安全化

① 都

- 都保健医療局は、RI（ラジオアイソトープ）使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射能の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。
- RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれRI対策を推進する。

(6) 化学薬品の安全化

① 東京消防庁（福生消防署）

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所は、取扱う薬品のうち消防法上の危険物に該当するものは福生消防署の規制・指導を受け、化学物質関連施設の安全化については、都環境局の規制・指導を受け、個別的・部隊的な安全対策を実施し、化学薬品の保管適正化の推進を図る。

(7) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

① 都

- 都環境局は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等に配布する周知用チラシを準備する。
- 都環境局は、協定締結団体や区市と協力して、年1回災害訓練を実施する。

2 危険物等の輸送の安全化

輸送する危険物からの出火防止並びに転倒等による流出拡散防止を図るために、危険物等の輸送に関する安全対策について定める。

2 防災関係機関の初動態勢

(1) 警察署の初動態勢

①警察署の応急活動

機関	発災	1 h	24 h	72 h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
警察署	○現場警備本部の設置			→
	○救出救助活動			→
	○警備活動・交通規制			→
	○警備本部等による警察活動			→

② 警察署の活動態勢

~~地震により災害警視庁管内に大地震が発生した場合、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部及び警察署にそれぞれ警備本部が設置される。福生警察署においては、現場警備本部を設置して指揮態勢をとり、警備態勢を確立する。~~

~~福生警察署長は、次のような部隊を編成し、あらかじめ定める警備実施計画に基づき、自動的かつ段階的に警備要員を配備し警備にあたる。~~

○第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第4節 防災関係機関の活動態勢

【福生警察署災害時部隊編成表】 参照

(2) 消防署の初動態勢

① 消防署の応急活動

機関	発災	1 h	24 h	72 h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
消防署	○警防本部運用等による消防活動			→

② 消防署の活動態勢

東京消防庁では、本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる態勢を確保しており、震災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

○第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第4節 防災関係機関の活動態勢

【福生消防署災害時組織編成表】 参照

【別 表】

ヘリコプター発着可能地点一覧表

名 称	所 在 地	発着場面積 辺×辺 (m ²)	適		否		備考
			UH - 1H(J)	UH - 60J SH - 60J SH - 60K	CH - 47J CH - 47JA		
			中型機	中型機	大型機		
① 羽村東小学校	羽東 2-18-1	65 × 72	○	○			
② 羽村西小学校	羽加美 4-2-9	70 × 60	○	○			
③ 富士見小学校	五ノ神 4-9-5	65 × 70	○	○			
④ 栄小学校	栄町 2-17	62 × 78	○	○			
⑤ 松林小学校	羽 4122-2	78 × 90	○	○			
⑥ 小作台小学校	小作台 4-13-1	60 × 82	○	○			
⑦ 武蔵野小学校	川崎 693-1	50 × 103	○	○			
⑧ 羽村第一中学校	羽中 3-6-33	72 × 110	○	○			
⑨ 羽村第二中学校	富士見平 1-16	65 × 95	○	○			
⑩ 羽村第三中学校	川崎 697-1	85 × 105	○	○			
⑪ 武蔵野公園	栄町 2-5	95 × 95	○	○			
⑫ 富士見公園	緑ヶ丘 4-11	90 × 130	○	○			
⑬ あさひ公園	神明台 3-31	60 × 65	○	○			
⑭ 宮の下運動公園	羽加美 4-875 先	90 × 250	○	○			※
⑮ 江戸街道公園	五ノ神 347-1	95 × 70	○	○			※
⑯ 堀下レクリエーション広場	羽 731 先	60 × 60	○	○			※

※災害時臨時離着陸場

(注) ヘリコプター 離着陸場所要面積 (長さ×幅 (m))

中型機 (UH-1H J) 36 × 36

中型機 (UH-60J SH-60J SH-60K) 60 × 60

大型機 (CH-47J) 100 × 100

CH-47JA)

III 応急活動拠点の整備

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 応急活動拠点の整備		

予防対策

1 応急活動拠点の整備

（1）オープンスペースの確保

市内における公園や緑地等のオープンスペースは、市民のスポーツ・レクリエーションの場やコミュニティ活動の場として利用されているほか、防災空間としての火災の延焼拡大の防止や防災活動拠点、更には仮設住宅用地など災害対策上重要な役割を担っていることから、今後も公園の整備及び緑地等の確保や保全に努めていく。

○第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 第2節 具体的な施策 参照

（2）ヘリコプター活動拠点の確保

震災時に道路障害物除去による交通路の回復が行われるまでの間の医療輸送や緊急輸送を行うために、ヘリコプターによる空路を確保する必要がある。迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するために、市はヘリコプターの緊急離着陸場所を国、都及び関係機関と協議のうえ確保していく。

市内においては、現在、災害時臨時離着陸場として、宮の下運動公園~~及び~~、江戸街道公園~~及び~~堰下レクリエーション広場を選定している。

（3）大規模救出救助活動拠点等の確保

都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保することとしている。

広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、多摩地域においては、屋外施設18施設、屋内施設4施設を候補地とし、立川地域防災センターを中心とした立川防災基地の諸施設の機能もひとつの拠点としている。

（4）ヘリサインの表示

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うための応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所などの災害対策上重要な施設を上空から即時に特定

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用

全国瞬時警報システムは、気象庁から発信される気象関係情報や、内閣官房から発信される有事関係情報を、人工衛星を経由して地方公共団体が受信し、同報系防災行政無線等を自動起動するシステムであり、市では平成23年から導入している。

市では、緊急地震速報や、気象警報、国民保護情報（弾道ミサイル情報や大規模テロ情報等）について、防災行政無線が自動起動する体制を整備している。

※ 緊急地震速報においては、地震が発生するまでの時間が短い場合には、発生後に放送が流れてしまうことになるため、こうした場合には放送しない仕組みとしている。

(5) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うシステムであり、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する仕組みとなっている。市では、平成22年から導入し、国（官邸）からの緊急情報に対し迅速に対応する体制を整備している。

(6) レアート（災害情報共有システム）の利用

総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示などの地域の情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなど様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効果的に提供することを実現する情報基盤となっている。市では、平成26年から運用し、災害時の避難情報や避難所の開設情報等を迅速に発信する体制を整備している。

(7) 訓練による各種通信連絡手段の作動状況確認

防災訓練時や都や関係機関が行う通信訓練を通じて、各種通信連絡手段の作動状況を確認するとともに普段からの業務の習熟に努め、発災時に円滑に作動できるよう訓練を推進していく。

(8) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各方面本部、各警察署及び関係防災機関との情報連絡体制の構築
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各方面本部、各消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急無線等の整備 ○ 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○ 震災消防対策システムの運用 ○ 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築

⑥ ケーブルテレビを活用した情報提供

テレビはむらの番組を通じた情報提供を行う。

また、多摩ケーブルネットワーク㈱とは「火災・防災等告知情報に関する覚書」を締結しており、テロップによる文字情報や音声での災害情報等を提供できる体制を整えている。

⑦ ソーシャルメディアの活用

SNSやヤフー社アプリによる情報提供のほか、スマートフォンによる防災行政無線放送の受信アプリを導入し、ソーシャルメディアを活用した新たな情報提供体制を構築する。

⑧ その他

必要に応じて、福生消防署及び福生警察署に協力を依頼し、情報提供を行う体制を整える。また、状況に応じて口頭、掲示、印刷物の配布などの情報提供手段を検討する。

(2) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<input checked="" type="radio"/> 効果的かつ確実な避難情報等の提供体制の整備 <input type="radio"/> ホームページ等を活用した各種情報の提供
東京消防庁 (福生消防署)	<input type="radio"/> 効果的かつ確実な避難情報等の提供体制の整備 <input type="radio"/> ホームページ、SNS等を活用した各種情報の提供

2 住民相互の情報連絡等の環境整備

災害発生時においても、住民相互が安否確認を行うことが可能な環境を整えるとともに、市民には、安否情報や災害情報などの入手方法についての啓発に努める。

(1) 市の取り組み内容

- 市は、防災意識の啓発活動を通じて、市民が日頃から安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知に努める。
- 市民が安否確認の連絡等に使用できるよう、災害時に輻輳ふくそうが起こりにくい特設公衆電話回線の敷設を避難所となる学校施設に行う。
- 市は、市の区域に災害が発生した場合において、内閣府令に定めるところにより当該災害の被災者の安否に関する情報の照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するとともに、災害応急活動に支障のない範囲で安否情報の回答に努めるものとする。また、当該回答を適切に行うために必要があると認めたときは、関係地方公共団体の長、関係防災機関及びその他の者に対して被災者に関する情報提供等を求めるものとする。

④ 広報の手段

- ・防災行政無線による広報
- ・広報車による広報
- ・市公式サイトによる広報
- ・市メール配信サービスによる広報
- ・緊急速報メールによる広報
- ・ケーブルテレビを活用した広報
- ・SNS やヤフー社アプリを活用した広報
- ・福生消防署及び福生警察署に協力依頼した広報
- ・消防団の掲示板及び消防団員を介しての広報
- ・口頭、掲示、印刷物の配布による広報

⑤ 避難行動要支援者に対する広報

災害時の情報等について、市は次のように多様な手段を講じて伝達するとともに、避難行動要支援者へは、地域の町内会・自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、情報伝達する体制を整備する。

【情報伝達手段の一覧】

情報伝達手段	情報の種別	
	音 声	文 字
防災行政無線による放送 (屋外文字表示板含む)	○	○
広報車両等による広報	○	
市公式サイトへの掲載	※	○
市メール配信サービス・緊急速報メール・SNS・ヤフー社アプリ等	※	○
避難所などにおける口頭、掲示、印刷物の配布による広報	○	○

※対応する機能やソフトがあれば、音声での読み上げも可能。

(2) 各機関における取組

実 施 主 体	対 策 内 容
警視庁 (福生警察署)	<p>1 広報内容</p> <p>① 避難を必要とする情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生及び延焼状況 ・高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ ・津波のおそれ ・崖（山）崩れのおそれ ・その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ <p>② 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</p>

実施主体	対策内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・余震、津波等の気象庁の情報 ・地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ・ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し ・主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧の見通し ・交通機関の被害状況及び復旧の見通し ・交通規制の実施状況及び渋滞情報 ・被災地域・去城避難場所等に対する警戒状況等 ・その他混乱防止等を図るための情報 <p>③ デマ・流言打ち消し情報</p> <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランジスター・メガホン ・交番（駐在所）備付けマイク ・パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー ヘリコプター ・交通情報板、光ビーコン、ラジオ ・ホームページ等
東京消防庁 (福生消防署)	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止、初期消火の呼びかけ ・救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者、難病患者、乳幼児、妊娠婦等）への支援の呼びかけ ・火災及び水災に関する情報 ・避難指示等に関する情報 ・救急告示医療機関等の診療情報 ・その他市民が必要としている情報 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の拡声装置等 ・消防署及び町内会・自治会の掲示板等への掲示 ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 ・ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 ・東京消防庁災害時支援ボランティア及び自主防災組織を介しての情報提供
日本郵便 (羽村郵便局)	<p>下記の郵便業務に係る災害特別事務取扱いについて、実施時には報道発表等の手段を用いて広報活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ④ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ⑤ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(2) 関係機関の取り組み

実施主体	対策内容
東京行政評価事務所	○ 被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動
警視庁 (福生警察署)	○ 臨時相談所を開設
東京消防庁 (福生消防署)	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応

第8章 医療救護等対策

第1節 基本的な考え方

震災時には、家屋等の倒壊や火災により多数の負傷者が発生することが想定され、また、感染症流行時に震災が発生することも想定されることから、発災直後から感染拡大防止対策を講じながら、迅速な医療救護活動を実施することが求められる。被災の状況や感染症の感染拡大状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、都が設置する地域災害医療コーディネーター、市災害医療コーディネーター、医師会などの関係機関と連携を図りながら、初動医療体制を確立することが必要である。

また、治療に使われる医薬品についても、不足を回避し的確な医療を提供できるよう、一定量の備蓄に加え供給体制を強化する必要がある。

遺体については死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱わなければならない。

本章では、発災後の迅速な医療救護体制の確保と医薬品及び資器材の調達方法及び遺体の取扱いについて定める。

【対策の状況と課題】

市では、これまでに地区医師会、地区柔道整復師会、地区薬剤師会と医療救護活動等に関する協定を締結し、災害時における初動医療体制を確立している。また、災害対策本部には保健師、看護師、栄養士などを構成員とする救護班を設置し、避難住民等の健康管理や感染症予防など保健衛生、防疫体制を整備している。

立川断層帯で地震が発生した場合に、市内では最大680人の負傷者（うち重傷者は122人）が発生すると想定されており、東京DMAT（※）等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受け入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

医薬品等については、不足した場合に医療機能の維持に大きな支障をきたすことが想定されることから、医薬品及び災害時応急用資器材等を確保する必要がある。

被災地での生活、避難所での生活においては、調理、食事、ごみ出し、排泄等様々な場面で衛生上の問題が発生するため、適切な管理・指導を行うとともに、感染症の媒体となる害虫等の発生防止と駆除を行う必要がある。

市の被災による死者は、最大で6282人と想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関との連携強化が必要である。

(※) DMAT – 「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」であり、Disaster Medical Assistance Teamの頭文字をとって略してDMAT

(3) 都の情報連絡体制等

- 都は、都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連絡連携会議を開催し、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。
- 都は、二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施する。

【東京都の医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに地域災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集し、情報共有や災害医療に対する具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

2 医療救護活動の確保

(1) 医療救護班等の確保

医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成など、医療救護活動体制について市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会等と協議し、連絡体制の一層の強化を図る。

また、感染症流行時においても、関係機関と連携しながら感染拡大防止対策を講じた医療救護活動体制を整備する。

(2) 医療救護所等の確保

あらかじめ医療救護所、緊急医療救護所、医療救護活動拠点の設置場所の検討を進め、確保を図る。

① 医療救護所の設置

市は、医療救護活動を行う医療救護所を原則として次の場所に設置する。

- ・被災現場
- ・避難所（おおむね500人以上収容の避難所）
- ・福祉避難所

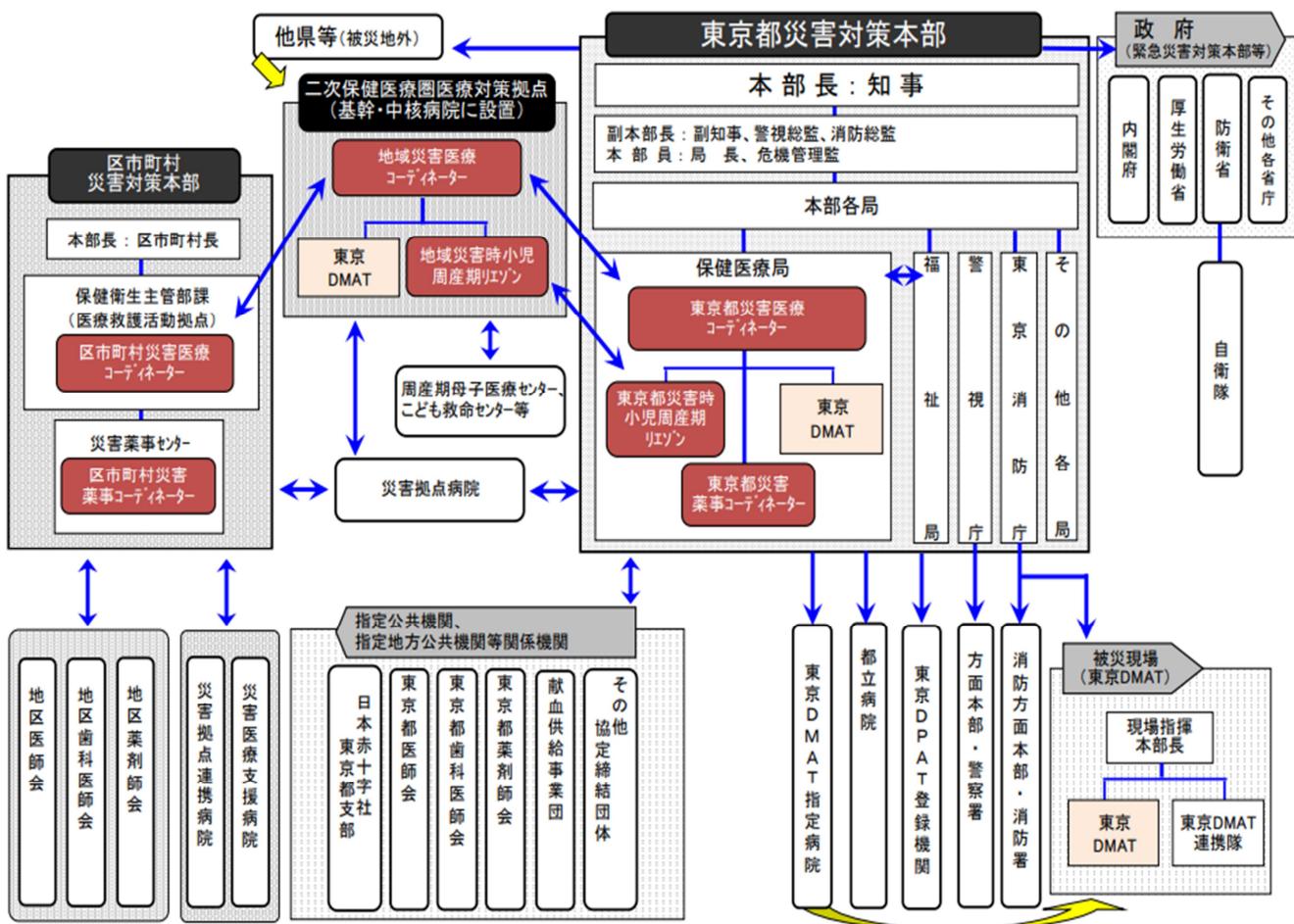
1 医療情報の収集伝達

市は、市医師会及び市災害医療コーディネーターなど関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況などを把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに報告する。

また、市民に対する相談窓口の設置、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況等を周知する。

(1) 業務手順

【発災直後の連携体制イメージ】 ~~※東京都地域防災計画災害時医療救護活動ガイドライン~~
✓ (第3版) より抜粋



は、直ちに医療救護班を編成し医療救護所等に派遣するものとする。

- 医療救護班は、医師、看護要員、事務員等をもって編成する。
- 医療救護活動に出動する班の数は、災害の状況により市本部長と市医師会長とが協議して決定する。
- 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時医療救護活動ガイドライン（第3版）」（令和6年3月）を準用する。

② 市歯科医師会

市歯科医師会は、災害時に市から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し医療救護所等に派遣するものとする。

- 歯科医療救護班の編成は、歯科医師、歯科衛生士、その他で編成する。
- 医療救護所等において、市医師会との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」（~~平成29年12月~~令和7年3月）を準用する。

③ 市薬剤師会

市薬剤師会は、災害時に市から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し医療救護所等に派遣するものとする。

- 薬剤師班の編成は、薬剤師、その他で編成する。
- 医療救護所等において、市医師会との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。

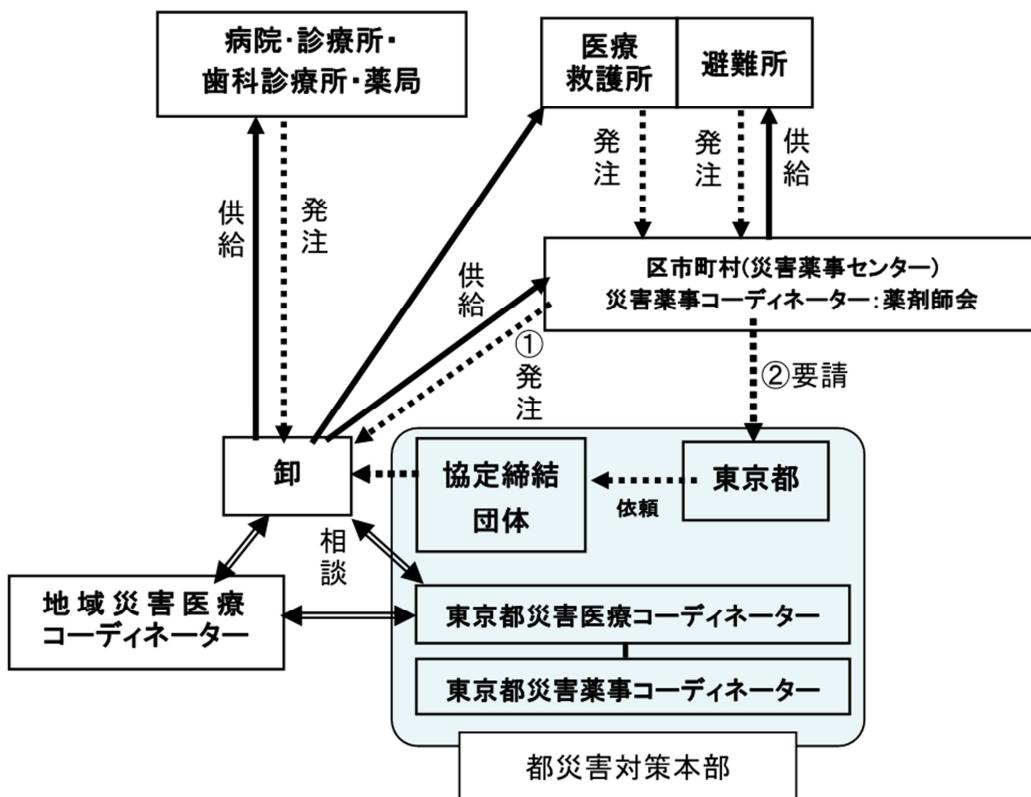
④ 東京都柔道整復師会西多摩支部

東京都柔道整復師会西多摩支部は、災害時に市から要請を受けた場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、直ちに柔道整復師班を編成し、医療救護所等に派遣するものとする。

【医療救護班等の活動内容】

名 称	説 明
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定 ○ 助産救護 ○ その他、市と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検査に際しての法医学上の協力

【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】 ※[東京都地域防災計画災害時医療救護活動ガイドライン（第3版）](#)より抜粋



※協定締結団体

都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、東京医療機器協会

- ① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- ② 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

【医療救護所】

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

【避難所】

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

- ④ 卸売販売業者は、すべての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

IV 遺体の取扱い

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 遺体の取扱いに係る体制の整備	● 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	● 火葬

予防対策

1 遺体の取扱いに係る体制の整備

（1）遺体収容所の指定

災害時における遺体収容所は、富士見斎場に開設する。

（2）遺体収容所の運営に関する体制整備

遺体収容所の運営等に関し、次に掲げる事項等について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
 - ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- ※①検視とは、検査官又は（警察官）等が、犯罪性の有無の観点から死亡の状況や死因調査を行うことで、を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。
- ②検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べること。

応急対策（発災後 72 時間以内）

1 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

市は関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施する。

（1）遺体の搜索についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都、警察、関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具の借上げ等の方法を講じ、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施する。 ○ 遺体の搜索を実施した場合、次の書類、帳票を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計表 ・ 搜索用機械器具燃料受払簿 ・ 遺体の検視・検案記録簿 ・ 遺体の搬送用関係支出証拠書類

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

(2) 遺体の搬送についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ、又は都及び警察署等関係機関への協力依頼等を行い、遺体を遺体収容所に搬送する。

(3) 遺体の収容についての取り組み内容

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理する。

遺体収容所の開設や運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、速やかに富士見斎場に遺体収容所を開設する。 ○ 遺体収容所の開設状況について、都及び警視庁に報告するとともに、市民等へ周知する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。 ○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。 【遺体の一時保存】 ○ 災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

実施主体	対策内容
	<p>【遺体の洗浄等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは腐敗を速め、衛生上好ましくない。又、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となることから、都保健医療局と協議の上、必要に応じて作業員の雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。 <p>【必要帳票等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の帳票等を作成、整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・救助実施記録日計表 ・遺体処理台帳 ・遺体処理費支出関係証拠書類
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部の下、遺体収容所の開設状況の情報を収集 <p style="color: red;">○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令</p>

(4) 検視・検案に関する取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営準備をする。 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。
市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力する。

(5) 身元確認に関する取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身元不明者と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ○ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的・確実な身元確認に努める。行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。

(6) 市民への死亡者に関する情報提供についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（福生警察署）と連携し、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

(7) 遺体の遺族への引き渡しについての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(8) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

は居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供与する。

(1) 設置主体

- 応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、市はこれに協力する。
災害救助法が適用されない場合においても、市長が特に必要があると認めた場合は、市が供与を行う。

(2) 応急仮設住宅の供与

- 都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供与する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。
- 市は、被害状況に応じて市営住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げを行うとともに、都と連携して応急仮設住宅を効率的に供与する。

① 公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給

都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

市は、市営住宅の空き住戸を、応急仮設住宅として被災者に供給する。

② 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅の提供

都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

市は、関係団体と協力し、借り上げ又はあっ旋により、民間賃貸住宅を提供するよう努める。

③ 建設型応急住宅の提供

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設型応急住宅】

事項	実施主体	内 容
建設候補地の確保	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・接道及び用地の整備状況 ・ライフラインの状況（埋設配管） ・避難場所などの利用の有無 ○ 常に最新の建設候補地の状況を把握し、年1回都へ報告する。
建設地	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ○ 選定に当たり、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で融通し、割り当てを行う。 ○ 建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
構造及び	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、

事項	実施主体	内 容
規模等		<p>木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1戸当たりの床面積は国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会と協議を行い、防火安全対策を実施する。
建設工事	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から 20 日以内に着工する。 ○ 一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 ○ 必要に応じて、工事の監督を市等に委任する。 ○ 建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
その他	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(3) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が認める者とする。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
 - ・居住する住家が無い者
 - ・自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

(4) 入居者の募集・選定

- 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として当該市の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が市との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- 住宅の割り当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅の管理は原則として供給主体が行う。

II トイレの確保及びし尿処理

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● トイレの確保及びし尿処理		

予防対策

1 トイレの確保及びし尿処理

市は、災害用トイレを確保するとともに、各避難所等のし尿について収集及び処理体制を確保する。

（1）災害用トイレの確保

① 市の取り組み

- 避難者 50 人あたり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等を確保する。
- 要配慮者用トイレ（車椅子使用者対応トイレ等）の備蓄、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化に配慮する。
- 防犯性を考慮した位置にトイレを設置する。
- 災害時における避難所等のトイレ不足を解消するため、各避難所や災害時の拠点となる公共施設への災害用マンホールトイレの整備を進める。
- 民間事業者との協定などを調整し、災害用トイレの更なる確保を図る。
- 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリートイレの確保や設置場所の選定等を行う。

② 事業所及び家庭の取り組み

- 当面の目標として、3 日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

（2）し尿処理体制の確保

市は、災害発生時の避難所等のし尿について、市内事業者との連携により収集、処理体制を確保する。

（3）災害用トイレの普及啓発

- 市や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用などの経験は極めて重要であることから、市及び各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練等を実施する。